

(別紙12)

教育改善外部委員会内規

(設置)

第1条 九州大学農学部生物資源生産科学コース生物生産環境工学分野の九州大学農業土木プログラムに、教育改善外部委員会を設置する。

(任務)

第2条 学習・教育到達目標やカリキュラム、授業内容など、プログラムの教育全般に関する学外委員からの意見聴取を通じて、プログラムの教育点検、改善を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名と若干名(教員委員と外部委員)をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年とし再任を妨げない。

(規則の改正)

第5条 この規則の改正は、「分野を考える会」の議を経なければならない。

付 則

この規則は平成17年6月30日より施行する。

この規則は平成19年2月20日から改正施行する。

この規則は平成19年4月1日から改正施行する。

この規則は平成23年4月1日から改正施行する。